

経済産業省 第1回「貿易保険の在り方に関する懇談会」 議事要旨

○ 日時：2020年10月13日 13:00～14:30

○ 場所：オンライン会議（Skype for Business 利用）

○ 出席者：

● メンバー

➤ 甲斐 徹	東京海上日動火災保険株式会社	コーポレート運用部部長 兼 保証信用保険グループリーダー
➤ 加畠 宏	株式会社サンコートレーディング	取締役 会長
➤ 川崎 剛	日揮ホールディングス株式会社	執行役員／涉外部長
➤ 工藤 穎子	株式会社三井住友銀行	専務執行役員
➤ 高鳥 俊一	住友商事株式会社	経済協力・官民連携推進室長
➤ 西巻 さゆり	三菱商事株式会社	日本機械輸出組合貿易保険委員長
➤ 保坂 修司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所	理事、中東研究センター長
➤ 細見 健太郎	三菱重工業株式会社	常務執行役員 C O O エナジードメイン長
➤ 柳川 範之	東京大学大学院	経済学研究科教授
➤ 横田 絵理	慶應義塾大学	商学部教授

● 経済産業省

➤ 飯田 陽一	貿易経済協力局長
➤ 岡田 江平	大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
➤ 今給黎 学	大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
➤ 藤井 亮輔	貿易経済協力局 通商金融課長

● オブザーバー

➤ 金融庁
➤ 財務省

○ 論点：

- ① 今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の影響により、貿易保険に関してどのような課題が顕在化したか。またそうした課題に対して、どのような対応が必要と考えられるか。
- ② 経済制裁を含む地政学リスクや気候変動などに対する懸念がある中、中小企業をはじめとした我が国企業や金融機関が対外取引に躊躇することがないよう、貿易保険に求めることはあるか。
- ③ 今日に至るまでの保険引受実績の積重ねを通して、株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」）が今後我が国企業や金融機関の海外進出をより一層積極的に後押ししていく観点から、貿易保険の在り方についてどう考えるか。
- ④ このほか、今後の貿易保険の在り方に係る検討を進める上で、留意すべき論点はあるか。

○ 議事要旨：

【飯田局長から開会挨拶】

【柳川座長から御挨拶】

【事務局から資料説明】

(藤井課長より事務局説明資料（資料3・4）に沿って説明)

【懇談会メンバーによる意見交換】

論点①：今般の新型コロナの影響により、貿易保険に関してどのような課題が顕在化したか。またそうした課題に対して、どのような対応が必要と考えられるか。

<プラント等増加費用特約>

- 今般の新型コロナの影響によるロックダウンにより事業の中止が起き、待機費用や待避費用といった追加費用が発生した。現在、こうした事業中断に係る増加費用をカバーする保険（プラント等増加費用特約）の事故のトリガーが、「戦争・革命・内乱」に限られているところ、感染症や気象条件、サボタージュ、政府接收等を含む Force Majeure（不可抗力によるリスク全般）に広げていただきたい。
- 一方で、保険料の高騰を避ける観点から、ユーザーが事故のトリガーを選べるような商品設計が望ましい。
- また、プラント等増加費用特約を貿易一般保険（包括）に含有してほしい。また、その場合も保険料は据置きでお願いしたい。
- 資料3（事務局説明資料）にある事業者の声のうち、①（プラント等増加費用特約）、②（航海航路の変更に伴う倉庫代の負担）、③（再投資先の損失認定）、⑥（海外投資保険における事業不能未然）、⑨（船積み前の限定的な保険事故由）について、賛同する。

<取引相手方格付けの柔軟対応>

- 海外バイヤーの決算書が来年3～6月にかけて公表されると思われるところ、今年は新型コロナの影響で世界的に需要が低迷しており、決算内容が悪化することが容易に想像できる。こうした状況を鑑みて、時限的にでも、平常時の審査基準を適用した個別保証枠の引下げや格下げなどは控えてほしい。
- 新型コロナは非常危険（自然災害）という整理がされているが、実際は非常危険の認定を得るハードルが高く、信用危険と整理されている案件も多いようである。損害発生通知提出後、決裁日から3ヶ月を超えて入金がない場合の状況確認においても、信用危険発生と整理されるとバイヤーの格付けが下がり、新規取引の信用危険引受けが不可となってしまうので、現状柔軟なご判断をお願いしたい。
- 新型コロナの流行を受け、今年の3～6月には取引先（輸出先）から代金の支払を待ってほしい旨の連絡が一斉に来た。債務の履行遅滞に陥ると（NEXIが独自に付与する）取引先の格付けが落ちるためできるだけ避けたく、10～20社についてはリスケ（支払期日の延期）をお願いし、併せて保険契約の延長を行った。時限的にでも、手続をしなくても保険契約が自動延長できると助かる。
- 特に今般の新型コロナのような状況下では入札プロセスが1年を超えるケースが増えているため、輸出先国の格付けカテゴリーについて、格下げ前の国カテゴリーの適用期間を延長するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

<その他>

- 新型コロナの影響を受けてL/C決済の信用力が下がり、日本の輸入者に対して前払対応を求められる事例が出てきている。前払輸入保険のカバー範囲は限定的であるため、仲介貿易も対象とし、非常・信用共に引受枠も拡大した制度をご検討頂きたい。
- （海外子会社運転資金の調達支援に関し）コロナ禍を踏まえ、支援要素をより押し出し、採上基準の一層の柔軟化、支援金額/支援期間の最大化を図れないか。また、NEXI保険料は（年率に引き直した場合、付保期間による変動が少ない為、期間が長いものは魅力的だが）期間が短い海外子会社運転資金の調達支援案件は、顧客調達目線に合致しない場合がある。

論点②：経済制裁を含む地政学リスクや気候変動などに対する懸念がある中、中小企業をはじめとした我が国企業や金融機関が対外取引に躊躇する事がないよう、貿易保険に求める事はあるか。

<経済制裁を含む地政学リスク>

- 経済制裁発動時には即座に一括で保険金の支払を検討願いたい。融資契約書上では期限前弁済に該当し行使した場合であっても、NEXI の保険では融資返済スケジュールに沿った保険金支払いとなると認識している。
- 米中対立を背景に米国による対中規制が行われている中、米国政府の判断で本邦企業のビジネスパートナーが突然 Entity List に入ることも考えられるので、その際パートナーの切替えに踏み切るリスクを保険でカバーしていただけないか。
- 米中対立もある中、米国と中国の間の仲介貿易が行われていることもあるため、船積み国事由による船積み不能もてん補いただきたい。
- 中東の政治リスクに躊躇し日本企業の活動は下火となっている一方で、中国の存在感は増しているところ。中東への日本企業の進出を NEXI には是非支援してほしい。

<気候変動>

- CO₂ の回収や再利用は大きなビジネスになりうる。日本には CO₂ を回収してストレージする土地が確保できないため、そういった土地は第3国に求めることになるが、こうした対外取引を保険制度でも支援いただけないか。
- 日・サウジ・ビジョン 2030 のように、世界的に脱石油経済が目指されているところ、こういったプロジェクトの執行は政治的安定性と結びついている。グリーンエコノミー促進は産油国にとって深刻な状況であるため、日本及び湾岸産油国はブルー（水素）エコノミーに向かう政策的な取組が必要なのではないか。
- 石炭火力に関する日本政府の方針は、石炭火力を選択せざるを得ない国に対してはその国が脱炭素化に向かい、行動変容を図ることを条件として、日本の最先端技術を活用した環境性能トップクラスのものの導入に対して支援されるものと理解している一方で、欧米に続き日本の損害保険会社が石炭火力発電の新設工事の保険引受けを原則停止する方針を固めたと報道されている。仮に、日本の損害保険会社が工事中・操業中の保険の引受けをできない場合、民間の損害保険会社に代わり NEXI にこうしたリスク保証を一気通貫でカバーすることができないか、今後検討頂きたい。工事中・操業中の保険の引受けをしてもらえない場合、事業者は安心して事業を実施することが難しい。

<その他>

- 発展途上国においては、伝統的なODAよりも民間ファンドを活用する案件が今後ますます増えていくと思われる。民間がプロジェクトファイナンスの活用やPFI方式で実施するインフラ整備について、その信用保証を柔軟に設計していただきたい。

論点③：今日に至るまでの保険引受実績の積重ねを通して、NEXI が今後我が国企業や金融機関の海外進出をより一層積極的に後押ししていく観点から、貿易保険の在り方についてどう考えるか。

<貿易保険制度と実際実務の乖離>

- 海外投資保険にてカバーされる損失は純資産持分の毀損となっており、カバー出来る額は資本金と剰余金が限度となってしまう。資本金が小さく、売上高・利益が大きい構造の企業では、今後は債務超過が多発することが考えられる。債務超過についても保険カバーの対象とし得る制度にしていただきたい。
- 融資保険について、リスク（融資返済期間の延長）を行うと返済予定がリスク後のものに置き換わることに加え、保険期間の延長により追加保険料を追徴される場合がある。特に現地法により強制的にリスクを強い

られた場合等、レンダーの意思に関わらない返済予定の変更においては、当初返済予定に返済遅延が起きた際の保険金支払請求を可能として頂き、保険期間の延長で生じる追加保険料が不要となると有難い。

- 短期貿易保険においては日本国外で活用可能な日系損害保険会社の提携先は5か国（英/港/星/泰/越）のみであることから対象国の拡大を期待。
- 技術のイノベーションを目指すメーカー会社にとっては、実証的な取組等、自ら開発投資をして取り組む実例は今後も増えていくと考える。具体的には、納めた機器の健全性が確認された段階で、持分を他社に売却することで次のイノベーションの資金を作ることを考えている。今の融資保険は、本邦企業が事業を最後まで持ち続けることを前提に設計されているので、柔軟にしていただきたい。
- 仲介案件が増えているため、本邦と輸入国以外の国で起きた非常危険（ex. 仲介貨物船積み国で発生したロックダウンによる工場封鎖、輸出国のロックダウン）による船積み前の保険事故由もカバーしていただきたい。
- 貿易一般保険約款第3条第三号規定される増加費用特約は、てん補可能な業種間での格差があると感じるために精査をお願いしたい。

<第三国協力>

- 近年取組が進むNEXIと国際金融機関との協力覚書の締結により、お互いに専門性を補完し合い開発途上国における日本企業のビジネス機会を創出・支援することに繋がると期待している。今後、例えばATIやICIECのような国際金融機関への出資を通して、日本企業の海外展開支援に更にレバレッジを効かせられるのではないか。

<その他>

- EUではコロナ後の中長期的経済復興策として、政府のバックアップ（欧洲復興基金(7,500億ユーロ)）があるものと認識。我が国においても産業政策と経済政策と一緒に後押しするような政策としていただきたい。例えば、グリーン、デジタルなどに係る融資保険は、損失を100%カバーしていただくことや、コロナ影響を強く受けた国（インド・ブラジル）のMinistry of Health向けNEXI付保ローン等（衛生面改善による現地日系企業のビジネス環境改善）の検討はできないか。
- JBIC特別業務に見合うような、イノベーション分野を支援する保険プログラムの新設があれば幸い。

論点④：このほか、今後の貿易保険の在り方に係る検討を進める上で、留意すべき論点はあるか。

- 例えば、海外投資保険の再投資先に関するリスクや、貿易保険の船積み前の損害に関するご要望については、一部民間保険会社でカバーできるリスクもあるが、将来の予測が困難なものや集積するリスクについては民間でカバーすることが難しいため、NEXIがカバーすることは貿易保険法の趣旨には合致するものと考えられる。他方、保険の大前提である「偶然性」や「外来性」といった骨格等、貿易保険の本来の趣旨・目的に十分留意する必要がある。
- EPC請負契約には、船積み前／船積み後という引渡しを軸とした制度がビジネスの性質上適合していない。EPC請負契約においては、プロジェクトのフェーズによってリスク量に変化があり、エクスポートジャーナーの積み上がり方が既存の概念とは異なるため、リスクプロファイルに応じた柔軟な保険料計算をしていただけるとよい。
- 前払輸入保険のカバー範囲が限定的になっているため、仕向地を現行の日本に制限せず、国際競争力向上に寄与する場合は柔軟に仕向地を検討頂きたい。貿易一般保険において、銀行が貿易保険の契約者となるオプションを検討してほしい。お客様に保険に入っていただくのはハードルが高いことがある。輸出手形保険に

については、現在手形のみが対象のところ電子送金も対象としていただきたい。また、（輸出手形保険については）銀行には包括保険の適用がないと理解しているところ、個別保険の保険料率を見直して頂けると幸い。

- 民間損保会社と同じく、サービスとの連携を更に進めることで被保険者の保険金回収業務を最小化していただきたい。
- コロナ対応として現在暫定的にメール添付書類で NEXI に対応いただいている各種手続は大変有難いが、保険証券の電子データ化、各種提出書類の押印廃止など総合的な DX 対応の促進をお願いしたい。
- サイバー攻撃によるリスクをてん補していただけないか。民間損保会社では、サイバーリスクへのてん補額は限定的であり、物損のカバーは難しいと聞いている。
- NEXI による信用調査情報に個社がアクセスできるサービスを考えていただけないか。対外取引のパートナーが見つけやすくなると思う。特に中小企業は海外に拠点を持てないため、海外に関する情報は出張で集めていると承知している。現在は新型コロナの影響もあり海外に行けないため情報収集が難しいと思料するところ、NEXI の海外ネットワークから情報を共有いただけだとよいのではないか。
- 企業が適切にリスク評価を行うためにも、テロの危険性だけではなく経済制裁の詳細やリスクの大きさ等に関して NEXI から企業向けに情報発信をしていくことがこれまで以上に重要になってくるのではないか。
- 今般の新型コロナの経験も踏まえ、ユーザーのニーズに起動的に対応いただく観点から、時間やコストのかかる法改正ではなく、例えば省令改正等での迅速な対応をお願いしたい。